

# 徳山大学公立化検討業務委託仕様書

## 1. 業務名

徳山大学公立化検討業務

## 2. 業務の目的

周南市（以下「本市」という。）では、令和元年8月6日に、学校法人徳山教育財団から「徳山大学の公立化に関する要望書」を受けたことに伴い、徳山大学が公立化することで地域貢献型の大学としてさらに発展し、本市における若者の定着や地域産業の振興とともに、本市との連携を強化し、様々な地域課題の解決を図ることにより、地方創生を実現していく可能性について検討を進めることとしている。

また、公立化にあたっては、本市の財政への将来的な影響についても分析し、持続可能な財政運営に十分に配慮される必要がある。

本業務は、こうしたことを踏まえ、既存の学部学科の改編及び新たな学部学科設置の検討、本市との政策連携の在り方、経営シミュレーションによる本市への財政負担等を調査・分析した上で、有識者による公立化検討会議を設置運営し、専門的かつ客観的な見地から検討し、公立化の方向性を決定するための判断要素とすることを目的に実施する。

## 3. 業務内容

### (1) 学部学科に関する調査

現在の学部学科も含め、公立化にあたって求められる学部学科等について、以下の項目を調査・分析すること。

ア 現在の学部学科に対する評価や改編の必要性等について

イ 徳山大学が検討した大学改革における新たな学部学科の設置について

ウ 本市の産業構造や地域人材ニーズ、また、これからの時代において社会が求める人材育成等を踏まえた新たな学部学科の設置について

エ イとウを踏まえ、全国の事例を参考にした定員や大学設置基準等に基づいた必要な校舎や施設、設備、また教員や職員数等について

### (2) 市との政策連携等に関する提案

(1)に基づき、地域課題を解決するための本市との政策連携や地元人材の育成・定着、循環について提案・助言を行うこと。

### (3) 大学の経済波及効果や公立化のメリットに係る調査

徳山大学が立地することによって本市に生みだされる様々な経済波及効果について測定し、経済面から徳山大学公立化の必要性を検証すること。また、公立化することで期待できる効果等について調査すること。

#### (4) 公立化前後の大学経営の分析

大学経営の現状、また、(1)における新たな学部学科の設置等を踏まえ、公立化した場合の大学の経営見通しや将来的な市の財政負担に関し、以下の項目について調査・分析すること。

##### ア 入学者数の見通し

県内・県外大学の入学者の動向、今後の18歳人口の推移などを考慮した公立化後10年間の入学者の見通しについて

##### イ 現在の経営状況の評価分析

志願者や入学者の推移、財務経営状況について

##### ウ 経営収支の見通し

授業料や本市からの運営費交付金等の収入と、人件費や研究費等の支出において、定員や充足率、単位費用の増減（公立大学運営に係る地方交付税措置）等、様々な前提条件を設定した公立化後10年間の経営シミュレーションについて

##### エ 施設改修、整備に係る経費の見通し

減価償却資産の耐用年数を踏まえた大学施設や設備の改修整備の中長期的なスケジュールと概算事業費（施設整備費や土地取得費等）について

##### オ 地域枠設定や特待生制度についての助言等

全国の公立大学における地域枠設定や特待生制度の現状、また、本市や徳山大学の実情を踏まえたこれら制度等の活用に対する助言等について

##### カ その他、教員の確保や公立大学全般に係る助言等

#### (5) 有識者による公立化検討会議の設置運営支援

本市と連携し、学識経験者や大学運営の専門家等の有識者による10名程度の公立化検討会議を設置し、(1)から(4)の内容等を議題とした運営を行うとともに、公立化の方向性について専門的かつ客観的な見地からの意見を集約し、妥当性や実現性についての考察を含めた報告書を作成提出すること。

##### ア 有識者（大学関係者や教育関係者等3名程度）の選定、就任要請及び報酬や旅費の支払い

※その他の有識者の選定等については本市で行う。

##### イ 有識者検討会議の開催運営

※5回程度・原則令和2年8月から令和3年1月の間に開催すること。

※議事録は本市で作成する。

##### ウ 有識者検討会議で使用する業務内容（1）から（4）に係る資料の作成

※いずれの会議にどの資料を提出するかについては本市と協議の上決定し、作成期限は各開催日の1週間前までとする。

##### エ 報告書及び概要版報告書の作成

#### 4. 成果品の納入及び納入期限

##### (成果品の納入)

- ・ 報告書及び概要版報告書（A4 版製本）各 3 部
- ・ 上記報告書を記録した電子媒体（CD-R・PDF データ）各 1 部

##### (納入期限)

最終の公立化検討会議終了後、速やかに提出すること。

#### 5. 成果品の納入場所

周南市企画部企画課公立大学推進室

#### 6. 契約期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日（水）まで

#### 7. その他

- (1) 委託業務の履行にあたっては、専任者を配置すること。
- (2) 成果品の所有権、著作権等の知的財産権その他一切の権利は本市に属するものとする。
- (3) 成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。
- (4) 資料及び報告書は、見やすく、読みやすく、分かりやすいものとなるよう心掛け、簡潔で明瞭な文章表現に努めるとともに、グラフや表等を必要に応じて作成し、レイアウト等にも配慮すること。
- (5) 委託業務の詳細については、担当者の指示に従うものとし、業務の遂行上、疑義が生じた場合には、受託者と担当者において、その都度協議することとする。
- (6) 本調査は、委託者と受託者の業務分担により実施されるものであり、常に相互の連携を図りながら進めるものとする。

#### 8. 契約代金の支払い時期及び方法

契約金額の支払い方法は一括払いとする。完了届出を受理した日から 10 日以内に検査をし、当該検査後、適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

#### 9. 業務の適正な実施に関する事項

##### (1) 関係法令等の遵守

関連する法規がある場合は当該法規を遵守するとともに、中立的・客観的に委託業務を遂行すること。

##### (2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護

受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、周南市個人情報保護条例に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 業務の継続が困難となった場合の措置について

本市と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は次のとおりとする。

ア 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本市は契約の解除ができる。この場合、本市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく本業務を遂行できるよう、引き継ぎを行わなければならない。

イ その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、本市及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、委託期間終了後若しくは契約の解除などにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータを遅滞なく提供しなければならない。

(6) 暴力団等による不当介入への対応について

ア 受託者は契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び周南警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある。

イ 受託者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書に基づき協議を行うものとする。

## 10. 留意事項

この仕様書は、本市が想定する最低限の業務概要を示すもので、目的達成のために必要と考えられる事業者の提案内容を制限するものではない。